

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名		文化庁
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所得税 ☐ その他（ ）			
要望 項目名	一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設			
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす博物館に対して、特定の美術品を譲渡・寄附する個人又は法人 ・ 特例措置の内容 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するには、博物館のコレクションの充実による一層の魅力向上が必要であることから、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備するため、一定の要件を満たす博物館に対して、個人及び法人が特定の美術品を譲渡・寄附する際の所得税等について、譲渡所得が非課税となる美術品・譲渡先博物館の範囲拡大、寄附手続きの簡素化等の所要の特例措置を創設する。			
関係条文				
減収 見込額	[初年度] ▲ 6.5 (—) [平年度] ▲ 6.5 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進するためには、博物館のコレクションの充実による一層の魅力向上が必要であることから、個人及び法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に譲渡・寄附しやすくなる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 グローバル化や情報通信技術の急速な進展、新興国の台頭など、社会の状況が著しく変化する中、世界での国の立ち位置を決定づける要素としての文化の意義や重要性が高まっている。我が国には他国にはない固有のポテンシャル、国際優位性を有しており、文化が我が国の国際プレゼンスを高めるとともに、経済成長を加速化する原動力となる重要な資産として、無限の可能性を秘めている。とりわけ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、我が国の文化の魅力や素晴らしさを世界に向けて発信する大きなチャンスであり、我が国の持つ強みを活かした「文化芸術を起点とした価値連鎖」を作り出す仕組みを早急に整備する必要がある。 こうした中で、特に地域経済において関係者が連携して行う文化経済活動を推進することは重要な意義を持っている。とりわけ、地域において主要な文化拠点である博物館が中心となり、インバウンド対応も含め地域と連携した文化観光を活性化する取組を推進することが極めて重要である。また、博物館が文化観光拠点としての能力を高めることによって、地域文化資源の面的・一体的な整備や文化芸術を核とした地域ブランドの向上を促していくことが可能となる。 その際、地域経済の関係者間の緊密な連携を促すことも重要であるが、その大前提として、地域の文化拠点である博物館が文化観光拠点として十分に魅力的であることが必要不可欠であり、そのためには多くの観光客を惹きつけ、文化芸術を核とした地域ブランドを確立し得るような所蔵美術品のコレクションが充実していることが求められる。 現行制度では、国・地方公共団体等への重要文化財等の譲渡等に係る特例措置等が既に設けられているが、今回要望する新たな特例措置により、個人や法人が所有する文化的価値のある美術品を博物館に移転させことを促し、当該博物館のコレクションの充実化を通じた魅力向上を実現することにより、文化観光を強力に推進することができる。			

本要望に 対応する 縮減案	—	
	ページ	1—2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成 ○『文化経済戦略』(2017 年 12 月 27 日 内閣官房・文化庁策定) 3. 文化経済活動を通じた地域の活性化 地域における文化財の保存・活用をはじめ、芸術祭の開催や文化施設等における文化芸術活動は、地域の商店街やものづくり企業、レストラン、宿泊施設など関連産業や地域経済との相乗効果が極めて大きいことから、これらの関係者が連携して行う文化経済活動を積極的に推進し、さらに競争力のあるものとして発展させていくことにより、一層大きな経済波及効果を創出することが可能となる。 例えば、地域の文化芸術資源の面的・一体的整備を推進するための新たな仕組みの創設や集中的支援をはじめ、2020 年をターゲットイヤーとして、地域の文化芸術資源を活かした文化プログラムを全国各地で展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげていくことは、地域の文化芸術振興はもとより、地方創生にも大きく寄与するものである。 そのため、地域における文化経済活動を戦略的に推進するための体制や制度を整備し、地域文化資源を核とした地域活性化・インバウンド拡大の実現を目指して、関係府省庁や地方自治体等関係者相互の連携・協働を一層強化していくことが必要である。 ○『成長戦略フォローアップ』(令和元年 6 月 21 日 閣議決定) ②文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的 価値を活かした活用モデルを 構築し、文化財保存・活用の 好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。
	政策の達成目標	個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、当該博物館のコレクションの充実を図り、一層の魅力向上を実現する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	7 件 (令和 5 年度までの見込み)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、個人及び法人による博物館への美術品の譲渡・寄附が促され、地域との連携に取り組む博物館のコレクションが充実し、一層の魅力向上が図られる。それにより、当該博物館への訪日外国人を含めた来館者数の増加や文化芸術を核とした地域ブランドの確立等を通じて、地域経済への好影響が生じることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・国等に対して財産を寄附した場合又は公益法人等に対して財産を寄附する場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を得た場合の、みなし譲渡所得の非課税措置 (租税特別措置法第 40 条) ・国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置 (租税特別措置法第 40 条の 2) ・一定の寄託契約が締結されている登録美術品について、相続時の物納優先順位が第一位となる特別措置 (租税特別措置法第 70 条の 12) ・国等に対する寄附金及び指定寄附金は、全額損金算入が可能となる措置。(法人税法第 37 条) ・特定公益増進法人に対する寄附金は、特別損金算入上限額を上限に、損金算入が可能となる措置。(法人税法第 37 条)

	予算上の措置等の要求内容及び金額	・博物館クラスター推進事業 1,490百万円（新規） 観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニユーの促進など、博物館を中核とした文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備のための取組を支援する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置により、博物館コレクション等の磨き上げ（調査・データベース・多言語等）に係る支援を盛り込んでおり、本要望で実現しようとしている博物館のコレクションの充実と併せて措置することによって、博物館の一層の魅力向上を実現するものである。 また、上記予算措置により、博物館を中核とした地域文化経済の面的・一体的整備の支援を通じて、地域と連携した取組を進める博物館の機能強化を図ることとしているが、これは本要望で実現しようとしている博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光の推進という目的を共有しているものである。
	要望の措置の妥当性	国家戦略としての「文化経済戦略」を推進し、「文化芸術を起点とした価値連鎖」を実現していくことは、政府全体の最も重要な政策課題の一つである。今般の措置により、博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、地域経済の活性化を実現することは、この政策課題を実現する上で有効な手段であり、税制措置も含め、あらゆる政策手段を総動員して実現する必要がある。 個人及び法人が所有する美術品を譲渡・寄附する際に生じる課税負担は、譲渡・寄附を行うインセンティブを著しく低減させている。その結果、本来博物館において保存・展示されれば十分な文化的価値を保持できた美術品が必ずしも十分ではない保存環境に置かれてきた可能性がある。 こうした中で、個人及び法人が既に保有している美術品について、自発的に博物館へ譲渡・寄附されるインセンティブを高めるためには、課税負担を軽減することが最も有効であり、今般要望する租税特別措置を設けることが妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		新規要望
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		—
ページ		1—4